

千葉県保健師等修学資金(特別貸付け)

特別貸付け※1			
貸付月額	保健師修学資金 助産師修学資金 看護師修学資金	設置主体 独立行政法人又は国立 立大学法人※2 私立	月額 32,000 36,000
	准看護師修学資金	独立行政法人又は国立 立大学法人※2 私立	15,000 21,000
	大学院修学資金		83,000
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来規則で定める施設において、業務に従事しようとする者※3 ● 大学院修学資金については、看護師の免許を取得している者で県内の大学院の修士課程に在学している者又は県内に住所を有して県外の大学院の修士課程に在学している者であって、将来県内に存する規則で定める事業所及び施設において看護師業務に従事しようとする者 		
貸付期間	貸付を決定された月から正規の修学期間を修了する月まで		
返還の免除	全額免除	一部免除	
	規則で定める施設において、免許取得後引き続き5年間(平成13年度以前の新規貸付決定者については3年間)業務に従事した場合 (大学院修学資金については、県内に存する規則で定める事業所及び施設等に看護師として引き続き5年間業務に従事したとき)	規則で定める施設において、免許取得後引き続き貸付けを受けた期間に相当する期間以上業務に従事した場合。 (大学院修学資金については、一部免除要件はなく全額免除か全額返還だけとなります。)	
返還※5	<ul style="list-style-type: none"> ● 卒業後、1年以内に免許を取得しなかつたとき。 ● 免許取得後、直ちに規則で定める施設において業務に従事しなかつたとき。 ● 返還免除となる前に規則で定める施設において業務に従事しなくなつたとき。※4 ● 大学院修学資金においては修士課程を修了した日から一年以内に県内に存する規則で定める事業所及び施設等において業務に従事しなくなつたとき。 		

※1 特別貸付け(大学院修学資金を含む)については、平成19年度から新規貸付けを休止しています。

※2 平成17年4月1日から施行(特別貸付けの対象から地方公共団体が設置主体である学校又は養成所に在学する者が除外)

※3 「規則で定める施設」とは、次の各号のとおりです。

1. 医療法第7条の規定により許可を受けた病床が200床未満の病院
2. 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
3. 国立及び国立以外のハンセン病療養所
4. 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
5. 削除
6. 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設
7. 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
8. 母子保健法第22条第1項に規定する母子健康センター(助産師に限る。)
9. 地域保健法第21条第2項第1号に定める特定町村(保健師に限る。)
10. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
11. 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設
12. 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護に限る)を行う事業所(県内に存する第1号から第8号まで及び第11号のいずれかの施設において3年以上の実務経験を有している者に限る。)
13. 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係る)を行う事業所(県内に存する第1号から第8号まで及び第11号のいずれかの施設において3年以上の実務経験を有している者に限る。)

※ 上記施設(10を除く)は県内の施設に限る。

※ 平成10年度の条例改正で200床以上の病院(2、3、6、7の施設を除く。)が返還免除対象施設から除外となっていますので注意してください。

※ この他にも法令等の改正がありましたので、過去に特別貸付けを受けた方で上記に該当のない施設に就業を考えている場合は、お問い合わせください。(新規貸付けを決定された年度により適用が異なりますので、ご注意ください)

※4 「規則で定める施設において業務に従事しなくなった時」とは

増床や病床の変更により就業先が規則で定める施設に該当しなくなったときや、規則で定める施設を退職したとき(結婚・妊娠による退職、転職により引き続き業務に従事していない場合を含む。)が該当します。